

通所型サービスBによる居場所づくりを目的とする
「富士見台2丁目遺贈地」利用者募集に係る基本方針(案)

令和 8 年 1 0 月 ○ 日

国立市 健康福祉部 高齢者支援課

1. 目的・趣旨

本事業は、平成 27 年に国立市が市民の方より遺贈を受けた土地及び建物(※1)、通称「ひらや照らす」(国立市富士見台2丁目38番地12)に地域の高齢者を中心とした世代が集うことを通じて、見守りや交流機会の創出など、活動の“場”となることをめざす事業である。

事業実施に伴う候補団体の選定にあたっては、コーディネーターの役割を担いながら、一般の活動参加者、地域住民、市、その他団体・機関との連携した対応及び運営に係る相応のノウハウを有していることに加えて、当該地域事情に合った、より良い提案、活動が期待できることが要件となる。そのため、候補団体を広く募集できるプロポーザル方式(※2)を採用したい。

(※1)平成 27 年2月にご逝去された吉川照子氏は、

- ・老人福祉の目的に使用すること。
 - ・土地、建物内の工作物、樹木を現状のまま使用し、整備、保全に努力すること。
 - ・屋外の門及び屋内の天井に使用されている屋久杉材は貴重であるため大切に扱うこと。
- など可能な限り実行することを条件とし、土地及び建物を国立市へ遺贈された。

(※2)プロポーザル方式とは、その性質または目的が価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合において、一定の条件を満たす者を公募または指名の方法により、実施体制、専門性、企画力、技術力、実績、創造性等を勘案し、価格の妥当性を含めた総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、契約締結に係る企画提案書の提出を受け、当該契約の履行に最も適した候補者を決定する方式のこと。

2. 事業概要

- (1) 名称 通所型サービスBによる富士見台2丁目居場所づくり事業
- (2) 場所 国立市富士見台2丁目38番地12
- (3) 期間 令和9年4月から令和12年3月末日まで(予定)
但し、月曜日から土曜日の間で、最大週4日間とする。
(日曜日、祝日及び年末年始の間は利用不可とする)
- (4) 時間 10時から16時まで
但し、前後1時間は、準備または片付けのための時間としてのみ利用可とする。
- (5) 備考 【土地及び建物の利用に係る契約】
本プロポーザルにより選定された団体は、当市と「土地建物利用契約(案)」を締結する。
【活動に対する補助金の交付】
本事業は、介護保険法に基づく第一号通所事業(通所型サービスB)(※3)として行うものとし、年額36万円を上限とする当該活動に係る水道光熱費と通信費への補助のほか、年額30万円を上限とする当該活動に係る事務費(水道光熱費、通信費を除く、報償費、消耗品費、備品費、印刷製本費、使用料及び賃借料など)に対して、補助金を交付する。

(※3)通所型サービスBとは、ボランティア主体(住民主体)で、通いの場を設け、体操、運動などの活動を行う取組。要支援者を中心とする(要支援者または高齢者以外の方であっても参加可)自主的な通いの場づくりとして、一般的には趣味活動を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会、サロン、茶話会などが行われている。

尚、前述の利用契約の締結にあたっては、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、国立市議会の議決が必要となる。よって、市議会の議決後、契約の締結及び補助金交付に係る手続きを行うものとする。

3. 公募概要

(1) 全体スケジュール(予定)

日程・期間	内容
10月22日より順次	公募実施告知(市報、市ホームページに掲載)
	本プロポーザルに関する質問受付期間(電子メールまたはFaxのみ)
	10月22日(木)から11月25日(水)まで
	※当該遺贈地の内覧を希望される場合 及び 本プロポーザルに関する、 質問については、担当窓口「10. 各種お問い合わせ」とする
11月2日(月)	公募受付 開始
12月4日(金)	公募受付 終了
12月10日(木)	第1次審査(参加要件及び企画提案書に基づく書類審査)
12月14日(月)以降	第1次審査 結果通知
1月8日(金)	第2次審査(プレゼンテーション審査)
	※第2次審査の詳細は、第1次審査通過者へ個別に通知する
1月12日(火)	最終審査(第2次審査結果に基づく審査)
1月20日(水)	第2次審査 結果通知
	その後、決定に係る各種手続き(議会対応含む)を予定

(2) 公募受付期間

令和8年11月2日(月) から 令和8年12月4日(金) まで

(3) 提出書類

以下の書類を項目番号順に、計2部(正本1部、副本1部)提出すること。

尚、副本は、印刷用原稿として取り扱うため、インデックス等を付けずに提出することとする。

また、副本をデータ提出する場合、「問い合わせ・書類提出先」へその旨を確認すること。

※本プロポーザルに係る書類の入手方法は以下のとおりである

窓口での配布	国立市富士見台 2-47-1 国立市役所 1階 高齢者支援係
市ホームページ	ホーム>まちづくり・産業>入札契約>入札・契約関係>プロポーザル

参加資格に関する書類

- ① 選定申請書……………様式1
- ② 会則・定款その他の基本約款……………任意様式

下記③～⑥の証明書は応募申込日前3ヵ月以内に発行のものとする。

- ③ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)……………【法人のみ】
- ④ 履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)＜商号登記している場合＞
……………【法人格のない団体】
- ⑤ 身分証明書(代表者個人の住民票の写し等)＜商号登記していない場合＞
……………【法人格のない団体】

- ⑥ 印鑑証明書

法人の場合は、法人の印鑑証明書

法人格のない団体の場合は、代表者個人の印鑑証明書

※提出書類に押印する印鑑は、全て印鑑証明書と同一のものとする

- ⑦ 誓約書……………様式2
- ⑧ 団体概要……………任意様式

※事業者の基本的事項、代表者の経歴、事業経歴・実績など(パンフレット等でも可)

- ⑨ 決算書等……………任意様式

※直近1年間の決算書類もしくは、それに準ずる書類

※今後活動を予定している団体は、活動開始に向けた予算書

- ⑩ 納税証明書(下記税目についての直近年度分の納税証明書)

【法人の場合】 法人税、法人事業税、法人市(町・村)民税、消費税

【法人格のない団体の場合】 所得税、個人事業税、個人市(区・町・村)都民税、消費税

- ⑪ 団体構成員・従事者名簿……………様式3

※氏名、年齢、市内在住の有無など

企画提案に関する書類

- ⑫ 企画提案書……………様式4
- ⑬ 資金計画書……………様式5

※事業開始初年度の資金計画

(4) 提出方法

持込または郵送のいずれかにて、「問い合わせ先・書類提出先」へ書類提出するものとする。

持込 受付期間内のうち、平日9時00分から16時00分まで

郵送 書留郵便(受付期間内 必着)

注)審査の公平性を担保するため、1団体につき1提案(複数の書類提出は厳禁)とする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる事項をすべて満たす者であることを要件とする。

- (1) 団体として活動している、もしくは活動を予定している者であり、当該団体の構成員に複数名の国立市在住且つ 65 歳以上の者が在籍していること。
- (2) 団体及び当該構成員が、国立市暴力団排除条例(平成25年条例第42号)第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を行う者でないこと。公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- (4) 団体及び当該構成員は、近隣住民等と良好な関係を築くことができる者であること。
- (5) 国立市が推進する福祉施策全般に対して、積極的に協力できる者であること。
- (6) 公租公課を滞納していないこと
- (7) 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成7年9月国立市訓令(甲)第37号)による指名停止を受けていないこと
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと

5. 候補団体の決定

選定に係る審査は、「通所型サービスBによる居場所づくりを目的とする「富士見台2丁目遺贈地」利用者選定審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行う。

審査は、第1次審査で提出された書類を評点方式で審査した後、第2次審査において、プレゼンテーション及び質疑応答による総合的な評価を行う。その結果を踏まえ、国立市において、候補団体を決定する。

【第1次審査(申請に関する形式的審査(書類審査))】

- ① 日 程 12月10日(木)
- ② 審査員 介護保険運営協議会事務局
- ③ 選 考 提出書類の形式的審査

・第1次審査は、非公開とする。

・審査員は、公募受付期間中に提出された申請が市に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始し、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、その他申請の形式上の要件に適合しているかについて確認をする。

・審査員は、要件に適合しない申請をした団体に対し、当該申請の補正を求める。なお、補正が第1次審査日までに間に合わない団体については、不合格とする。

・提出書類の要件を満たした団体について、第2次審査の対象とする。

【第2次審査(プレゼンテーション審査)】

- ①日 程 1月8日(金) 19時00分から21時00分までの間
 ※当日の詳細は、第1次審査の通過者へ別途通知
- ②場 所 国立市役所 3階 第1・第2会議室
- ③審査時間 プレゼンテーションは15分以内とし、審査員による質疑を10分程度とする
- ④審査員 審査委員会 委員(最大14名予定)
- ⑤選 考 企画提案書に基づく、以下の評価項目をプレゼンテーション方式にて審査する

評価項目		評価内容
内容評価	自団体の強み	これまでの活動実績、他の団体との相対的な比較による強み、アピールポイント等は評価できるものか。
	現状把握 課題整理	当該居場所及び周辺地域の現状把握は十分になされているか。 現状把握を踏まえた課題整理が十分になされているか。
	活動内容	利用者、地域住民、それぞれの目線に立った魅力的な活動であるか。また、その活動は介護予防に資するものであるか。
	人員体制 収支計画	無理のない人員及び収支計画で、当該居場所を活用した主体的な活動を継続的に実施できる体制であるか。
	コンプライアンス リスクマネジメント	全体を俯瞰した上でリスクを想定し、現実的且つ具体的な内容であるか。
	地域との親和 (地域住民)	地域住民との親和、信頼関係構築を意識した具体的且つ実効性のある内容であるか
	地域との親和 (地域活動団体、市)	地域活動団体、市との親和、協力体制を意識した具体的且つ実効性のある内容であるか
	中・長期的な展望 工夫、汎用性など	将来を意識した提案となっているか。当該居場所以外にも活用できるような魅力的な提案、工夫があるか。

- ・第2次審査は、公開とする。
- ・審査員は、各評価項目を1～5点で評価する(1審査員による評価点 最低8点/最高 40 点)
- ・最高得点者が2者以上となった場合、審査委員会の決定により選定するものとする。
- ・第2次審査に参加できる人数は、準備、説明、片付け作業いずれも最大3名以内とする。
- ・第2次審査のプレゼンテーションで使用する資料は、参加団体が提出した企画提案書及び企画提案書の記載内容をパワーポイント等にて表現したもののみとする。
- ・プレゼンテーションでパソコン等を使用する場合、必要なデータが保存された機器類(ケーブル含む)を各自で用意すること。プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意するものを使用すること。

【最終審査】

第2次審査の結果を踏まえ、国立市において、最終決定を行う。

6. 審査結果

審査結果は、第1次審査、第2次審査(最終審査を同時通知)いずれも、参加団体に別途通知する。

7. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 本方針に規定する提出書類の作成及び提出方法のほか、提出期限を超過した者
- (2) 提出書類等、本公募に関して虚偽の事実が判明した者
- (3) 審査の公平性を害する行為、または審査員、事務局関係者に対し、不正な接触を求めた者
- (4) その他、審査委員会が不適格と認めた者

8. 各種お問い合わせ（「富士見台2丁目遺贈地」の内覧関係含む）

本プロポーザル全般に係る質問のほか、当該遺贈地の内覧に関しては、別紙『通所型サービスBによる居場所づくりを目的とする「富士見台2丁目遺贈地」利用者募集要領に係る公募型プロポーザルに関する質問書』に質問概要または内覧希望日程等について記載し、下記 問い合わせ・書類提出先へFax または電子メールにて問い合わせすること(受付した質問及び回答は、団体名等を伏せたうえで、市ホームページ上で随時公表するものとする)。

尚、内覧及び現況を視察する場合、断りなく民地内に入ることなどは厳禁であり、常識的な範囲で行うこととする。

注)電話、来庁(担当係宛て)による質問には応じることができないため、予め留意すること

9. その他留意事項

- (1) 本公募参加に要する費用は、すべて参加団体の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず、返却不可とする。
- (5) 本プロポーザル募集要領(スケジュール含む)及びその他の書式等に変更があった場合、市ホームページにて告知するものとする。

【問い合わせ・書類提出先】

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

国立市 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係

「富士見台2丁目居場所づくり事業」プロポーザル担当 宛て

Tel 042-576-2111(内線785) Fax 042-580-4210

Mail koreishien@city.kunitachi.lg.jp

以上